

伊江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月21日（火）15:00～

2. 開催場所 伊江村役場 2階小会議室

出席委員	会長	玉城	増生
	1番	知念	順司
	3番	知念	雄二
	5番	大城	孝美
	6番	大城	貴子
	7番	大城	進
	8番	西江	正
	9番	玉城	正芳

欠席委員	2番	棚原	貴光
------	----	----	----

3. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第6 議案第4号 伊江農業振興地域整備計画（重要）の変更について
- 第7 議案第5号 伊江農業振興地域整備計画（軽微）の変更について
- 第8 議案第6号 現況証明について
- 第9 議案第7号 利用状況報告について
- 第10 議案第8号 工事完了報告書について

4. 農業委員会事務局職員

事務局長	<u>大城 篤</u>
主事	<u>亀里 大樹</u>

令和3年第11回伊江村農業委員会総会議事録

議長 只今より、令和3年第11回農業委員会総会を開会致します。
委員の出席について事務局より報告して下さい。

局長 農業委員9名中8名、出席しております。

議長 只今、事務局から報告のあったとおり、農業委員総数9名中8名。出席しております。会議規則第11条の規定により、本総会は成立することを報告致します。本日の議事日程は予め、議席に配布した通りです。それでは議事に入ります。

議長 日程の第1「会議録署名委員の指名」を行います。慣例に従い、議長が指名したいと思います。署名委員に6番大城委員、7番大城委員を指名致します。

日程の第2「会期の決定の件」を議題と致します。本総会の会期は本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日1日間に決定しました。

日程の第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について」。を説明します。No.1 譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積890㎡。所有権の移転で贈与になります。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 進行をお願いします。

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第4、議案第2号「農地法第4条の第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第2号、農地法第4条の第1項の規定による許可申請について」。を説明します。No.1申請人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積856㎡。転用面積336㎡。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積184㎡。転用面積、184㎡。合計520㎡。転用目的、資材置場。権利等、所有地。農地法第4条第1項の規定による許可申請書に係る意見書を説明致します。農地区分、第2種農地。該当事項とした判断理由としまして、申請地は、第3種基準の概ね500m以内の区域に●がある集落内である。意見決定の理由は、当該申請地は、●集落内に位置し本村農業振興地域整備計画においては農用地区域から除外された地域で、第3種基準概ね500m以内の区域に●がある集落内に位置している。転用については、他に代替地がないことから適当と認める。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 休憩をお願いします。

議長 休憩致します。(16:04)

議長 再開いたします。(16:05)

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第5、議案第3号「農地法第5条の第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第3号、農地法第5条の第1項の規定による許可申請について」。を説明します。No.1譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、山林。現況地目、畑。地積569㎡。転用面積396.35㎡。転用目的、農家分家住宅。権利等、所有権移転、贈与になります。No.2譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積281㎡。転用面積、281㎡。転用目的、一般住宅。所有権移転、売買、坪単価10,000円/坪になります。農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書を説明致します。農地

区分、第1種農地。該当事項とした判断理由、申請地は、農家集落が連たんして集合している区域である。意見決定の理由、当該申請地は、●集落に位置し、本村農業振興地域整備計画においては農用地区域から除外された第1種農地となっている。本計画については、地域の農業振興の観点から当該集落の土地利用に支障がない。転用についても他に代替地がないことから許可相当と認める。No.2農地区分、第3種農地。該当事項とした判断理由、申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている。意見決定の理由、当該申請地は、●集落内に位置し、本村農業振興地域整備計画においては、農用地区域から除外された地域で、公道に囲まれた区画である街区の総面積に占める宅地の割合が、40%を超える第3種農地となっており転用については許可相当と認める。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 進行をお願いします。

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第6、議案第4号「伊江農業振興地域整備計画（重要）の変更について」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第4号、伊江農業振興地域整備計画（重要）の変更について」。を説明します。変更に係る土地の所在・面積等、●。地積1,083㎡。変更に係る面積、1,083㎡。登記地目、原野。現況地目、畑。●。地積1,315㎡。変更に係る面積、1,315㎡。登記地目、原野。現況地目、畑。●。地積、1,605㎡。変更に係る面積、1,605㎡。登記地目、原野。現況地目、畑。●。地積、893㎡。変更に係る面積、893㎡。登記地目、原野。現況地目、畑。●。地積、1,366㎡。変更に係る面積、1,366㎡。登記地目、原野。現況地目、畑。●。地積、702㎡。変更に係る面積、702㎡。登記地目、原野。現況地目、畑。●。地積、502㎡。変更に係る面積、502㎡。登記地目、原野。現況地目、畑。農用地利用計画における用途区分、農用地。変更後の用途、墓地158区画、駐車場、浸透地。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9 番 休憩をお願いします。

議長 休憩致します。（16：17）

議長 再開いたします。（16：22）

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第7、議案第5号「伊江農業振興地域整備計画（軽微）の変更について」を議題と致します。それでは本案について事務局より説明を求めます。

局長 「議案第5号、伊江農業振興地域整備計画（軽微）の変更について」。を説明します。変更に係る土地の所在・面積等、●。地積6,468㎡。変更に係る面積、6,468㎡。登記地目、畑。現況地目、農業用施設。農用地利用計画における用途区分、農用地。変更後に用途、農業用施設用地（牛舎）以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9 番 進行をお願いします。

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第8、議案第6号「現況証明について」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第6号現況証明について」。を説明致します。No.1申請人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、雑種地。面積606㎡。所有者、●。令和3年5月26日付、●。No.2申請人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、宅地。面積628㎡。所有者、●。令和3年9月28日付、●。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9 番 進行をお願いします。

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第9、議案第7号「利用状況報告について。」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第7号利用状況報告について。」説明致します。利用状況報告（第1回）転用事業者、●。転用許可年月日、令和3年5月26日。許可指令番号、●。転用許可地の所在、●。転用面積、606㎡。転用目的、店舗駐車場。進達意見、事業計画どおり利用されていると認められる。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9 番 進行をお願いします。

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第10、議案第8号「工事完了報告について。」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第8号、工事完了報告について。」を説明します。工事完了報告書進達事項案。転用事業者、●。転用許可条項、農地法第4条第1項。許可年月日、令和3年9月28日。許可指令番号、●。転用許可地の所在、●。転用目的、倉庫及び苗床。転用面積、628㎡。工事期間、着工令和3年10月1日、完了令和3年11月25日。進達意見、事業計画どおり利用されていると認められる。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9 番 進行をお願いします。

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

これで本日の全日程が終了しました。会議を閉じます。
令和3年第11回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

終了時間 16:33

署名

会 長 玉城 増生 印

6 番 大城 貴子 印

7 番 大城 進 印